独立行政法人国立循環器病研究センター設備整備費補助金	法人国立センター設備整備費補助金
独立行政法人国立精神・神経医療研究センター設備整備費補助金	
独立行政法人国立国際医療研究センター設備整備費補助金	
独立行政法人国立成育医療研究センター設備整備費補助金	
独立行政法人国立長寿医療研究センター設備整備費補助金	

を

医療施設等施設整備費補助金	国民健康保険団体連合会等補助金

に、

国民健康保険団体連合会等補助金	政府開発援助アジア労働技術協力費等補助金
国民健康保険制度関係業務準備事業費補助金	厚生労働行政推進調査事業費補助金
政府開発援助アジア労働技術協力費等補助金	保健衛生医療調査等推進事業費補助金
厚生労働行政推進調査事業費補助金	産業保健事業費補助金
保健衛生医療調査等推進事業費補助金	独立行政法人労働者健康安全機構施設整備費補助金
産業保健事業費補助金	独立行政法人労働者健康福祉機構施設整備費補助金
独立行政法人労働者健康安全機構施設整備費補助金	産業保健活動総合支援事業費補助金
独立行政法人労働者健康福祉機構施設整備費補助金	後期高齢者医療財政調整交付金
産業保健活動総合支援事業費補助金	地域自殺対策強化交付金
後期高齢者医療財政調整交付金	年金生活者支援給付金支給準備日本年金機構事務取扱交付金

に改める。

○農林水産省告示第二千百二十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年十月二十四日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　福岡県八女市星野村字後藤七七三六の一から七七三六の三まで、七七三七の一、七七四一、七七四二、七七四七、七七四九、七七五三の二、字上原七七八五、七七八七、七七八八、字金原一四九〇の三（次の図に示す部分に限る。）、一五二九八の一、字順谷一五三六八、字上ノ山一五四四二、字西一五四五五から一五四五八まで、一五四六二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字後藤七七三六の一・七七三六の二・七七四一・七七四二・七七四七・七七四九・七七五三の二・字上原七七八五・七七八七・七七八八・字順谷一五三六三・字上ノ山一五四四二・字西一五四五五から一五四五八まで・一五四六二（以上十七筆について次の図に示す部分に限る。）、字金原一五二九八の一（次の図に示す部分に限る。）、一四九〇の三

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県庁及び八女市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千百二十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年十月二十四日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　福岡県八女市上陽町久木原字**葛**原八二八の一、八二八の三、八三〇の一、字**葛**平八三二、八三五の一、八六七の一、八六八、八六九の一、八六九の二、八七六、八七七、八八一の一、八八一の三、八八一の四、八八二、九一一、九一二、九一四から九一六まで、九一七の一、九二五の一、九八六、九九七の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字**葛**原八二八の一・八三〇の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、字**葛**平八七七（次の図に示す部分に限る。）、九九七の一

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県庁及び八女市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千百二十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年十月二十四日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　福井県丹生郡越前町上糸生一〇六字上金木一六の一（次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福井県庁及び越前町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千百二十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年十月二十四日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　福井県勝山市野向町深谷二一字下枇杷谷一五、二一、二三から四一まで、四二の一から四二の四まで、五一字大平三〇、三一、三五、三六、三八から五七まで、五九から六一まで

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福井県庁及び勝山市役所に備え置いて縦覧に供する。）